

2018年9月末現在

事業所数 20社
被保険者数 1,687人
被扶養者数 1,826人

神戸新聞健康保険組合

神戸市中央区東川崎町1-5-7

☎(078)362-7166

すゝやん

No.150
2018

◇2017年度収支決算表（前年比較、単位：千円）

	主な項目	2017年度	2016年度	増減
収 入	経常収入 A	991,000	992,085	-1,085
	(内訳) 保険料収入	970,745	971,624	-879
	その他収入	20,255	20,461	-206
	経常外収入 B	154,969	77,190	77,779
	総収入 A + B	1,145,969	1,069,275	76,694
支 出	経常支出 C	1,084,252	1,016,975	67,277
	(内訳) 保険給付費	481,077	424,799	56,278
	納付金	501,651	492,877	8,774
	・前期高齢者納付金	266,208	272,842	-6,634
	・後期高齢者支援金	222,240	206,625	15,615
	・退職者給付拠出金	13,199	13,404	-205
	・老人保健拠出金	3	6	-3
	事務費	47,445	46,353	1,092
	保険事業費	49,225	48,304	921
	その他支出	4,854	4,642	212
	経常外支出 D	14,224	14,235	-11
	総支出 C + D	1,098,476	1,031,210	67,266
	経常収支 A - C	-93,252	-24,890	-68,362
	収支決算 (A + B) - (C + D)	47,493	38,065	9,428

2017年度健保決算

2年連続の赤字

保険給付費が膨らむ

神戸新聞健康保険組合の「2017（平成29）年度収入支出決算案」がこのほど開いた組合会で、全会一致で承認されました。経常収入は9億9100万円（前年度比108万円減）、経常支出10億8425万円（同6727万円増）で、差引きマイナス9325万円と、残念ながら2年連続の赤字決算となりました。医療費に当たる保険給付費が前年と比べ、5627万円増と大きく膨らんだほか、高齢者医療制度を支えるため国へ拠出する納付金のうち、後期高齢者（75歳以上）支援金が同1561万円増とかさんだことが要因です。

保険料収入は前年に届かず

総収入は11億4596万円（同7669万円増）。収入の一番の柱である保険料収入は9億7074万円、同87万

円減とわずかに前年に届きませんでした。料率は9・0％据え置き。平均被保険者数は1711人で、前年より11人減ったことが影響しました。育休免除者分を除く平均標準報酬月額額は50万7930円で、同4901円増。逆に、総標準賞与額は5億9240万円、同704万円減となりました。

その他施設利用料収入が1230万円（同12万円減）。定期健診の事業主負担分や人間ドック・がん検診などの自己負担分です。

一方で収入不足を補うため、別途積立金から1億円を繰入れました。このほか、国からの助成金として高額医療交付金2319万円、高齢者医療制度円滑運営補助金1755万円の計4074万円が交付されました。（いずれも経常外）。

後期高齢者支援金が大幅増

総支出は10億9847万円（同6726万円増）となりま

した。大きいところでは納付金が5億165万円（同877万円増）。

保険料収入に占める納付金の割合は実に51・6%に上り、これが健保財政悪化の大きな要因になっています。内訳は前期高齢者（65～74歳）納付金が2億6620万円（同663万円減）で、わずかながら軽減されました。逆に、後期高齢者支援金は2億2224万円（同1561万円増）

避けて通れぬ 介護負担金増

次に、介護保険勘定です。収入1億1845万円（同1603万円増）、支出1億993万円（同1506万円増）、収支差額851万円となりました。17年度平均の被保険者たる第2号被保険者数は1546人（同18人増）。内訳は被保険者1041人（同20人増）、被扶養者505人（同2人減）。一方、平均標準報酬月額（育休保険料免除者含む）は60万3410円（同6202円増）

と、大幅に増えました。

続いて、保険給付費が4億8107万円（同5627万円増）で、13・3%の大幅増。内訳は家族も含めた療養費が3961万円増、高額療養費が1053万円増、家族も含めた出産育児一時金が557万円増など。

いずれにせよ、健保運営にとって保険給付費の抑制は必須条件。今後とも疾病予防に向けた指導やサービス、事業

でした。

介護勘定の収支は、国から割り当てられた介護納付金額がそのまま支出額となります。それを賄える額を収入額とし、逆算で保険料率が決まる仕組みです。

同年度の保険料率は1・4%で、事業主と被保険者が折半して負担しました。

また、介護納付金の算出に当たっては、前年度から総報酬割が導入され、更なる負担増を避けて通ることができなくなりました。介護財政の厳しさも、一般勘定と同様です。

の強化を進め、保険給付費抑制に努めます。

このほか、保健事業費は4922万円（同92万円減）。内訳は定期健診・人間ドック検診などの支払いに充てる疾病

予防費が4669万円（同83万円増）、保健指導宣伝費が1

64万円（同51万円増）、特定健診事業費41万円（同34万円減）などです。

2018年春季定期健結果

全員受診は9事業所

有所見トップは肝機能

「2018年度春季定期健康診断」の受診率（アルバイ

ト等未加入者も含む）は、94・6%で、直近の昨春秋より2・

うち、神戸新聞興産、神戸新

9ポイント増と大幅に改善しました。また、13年秋から10期にわたって9割超の高水準を続けています。

受診率100%は9事業所

で、昨秋の11から2事業所減。

2018年春季定期健診受診率

	対象者	受診者	受診率%	(17年秋)	(17年春)
神戸新聞	831	808	97.2	95.8	97.1
	被保険者 811	796	98.2		
	未加入者 20	12	60.0		
輸送センター	62	57	91.9	98.0	89.4
	被保険者 48	48	100.0		
	未加入者 14	9	64.3		
神戸新聞事業社	83	81	97.6	98.8	98.8
KCC	40	39	97.5	100.0	92.5
健保組合	3	3	100.0	100.0	100.0
ラジオ関西	54	54	100.0	100.0	98.0
サンテレビ	156	141	90.4	75.6	76.1
	被保険者 156	141	90.4		
	未加入者 0	0	-		
DS	51	49	96.1	87.7	84.6
サン神戸	18	18	100.0	100.0	94.7
総合印刷	172	150	87.2	85.2	83.2
	被保険者 146	146	100.0		
	未加入者 26	4	15.4		
神戸新聞興産	23	23	100.0	100.0	100.0
総合折込	36	36	100.0	100.0	100.0
文化財団	4	4	100.0	100.0	100.0
厚生事業団	4	3	75.0	100.0	100.0
エルマガ	74	70	94.6	90.0	96.0
	被保険者 72	68	94.4		
	未加入者 2	2	100.0		
デイリープレス	13	13	100.0	100.0	100.0
地域創造	30	28	93.3	100.0	95.0
新聞会館	12	12	100.0	100.0	92.3
DSクオリティ	47	47	100.0	95.7	100.0
任意継続	39	21	53.8	49.1	55.7
合計	1,752	1,657	94.6	91.7	91.9

受診率

94.6%

聞総合折込、神戸新聞文化財団、デイリースポーツプレスセンターの4事業所は、15年秋から6期連続で100%を達成しています。

また、神戸新聞輸送センターと神戸新聞総合印刷の2事業所は、社員である被保険者だけでみると、いずれも100%達成です。

一方、総受診者のうち54.3%の人に、なんらかの所見がついています(有所見率)。検査項目別にみると、ワー

◆ジェネリック差額通知配布

処方された薬品をジェネリック薬品に切り替えた場合、自己負担額が年間5千円以上の差額が生じる人を対象に、12月―来年1月に「ジェネリック差額通知書」を配布します。

薬は、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)の2タイプがあります。ジェネリック薬品は特許期限が切れた後に製造され、

ストワンは昨秋と変わらず肝機能で、24・0%。以下2位

血圧15・6%、3位血糖9・8%、4位血中脂質8・6%の順。いずれにしても肝機能、

血圧、血中脂質の異常は、肝臓がんや、糖尿病、心臓疾患、脳こうそくへの入り口といえます。原因は運動不足、暴飲暴食、喫煙など。

今回の定健結果を踏まえ、生活習慣を見直すこと、早めに医療機関を訪ねることが、健康への第一歩です。

先発医薬品と同じ成分・効き目があります。

皆さんの医療費(薬代)負担の節約と、健保組合の医療費削減のため、ジェネリック医薬品の活用にご協力ください。

◆乳がん対策に自己検診手袋配布

女性被保険者に12月、乳がん自己検診手袋「プレストケアクラブ」を配布します。乳がんは早期発見で治療する可能性が高くなっています。配

布を機に、乳がんに対する理解を高めてもらい、早期発見、

早期治療につなげていただければ幸いです。

「標準報酬月額」見直し

9月分から 保険料が上がる人も

毎月の健康保険料などの算出に使われる標準報酬月額は、

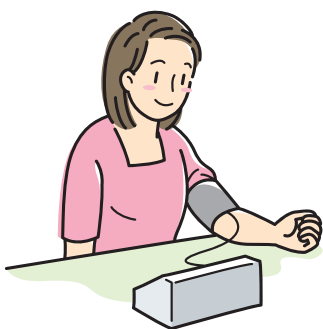
決定といい、これが一般的です。

毎年1回見直され、9月分の保険料から翌年8月までの1年間、適用されます。標準報酬月額の変動により、保険料の額が変わってくる人も出てきます。「標準報酬月額」について説明します。

一方、昇格などで毎月の手当が変わり、支給額が大幅に変動する場合があります。具体的には連続した3か月間の報酬額の平均が2等級以上変わる場合です。この場合は次の定時決定を待たずに直ちに標準報酬月額を改定します。

健康保険の保険料は、毎月の給料の支給額に応じて決められます。しかし、支給額は一人ひとり違いますし、同じ人でも残業代などで月によって変動します。そこで、保険料の計算には支給額を50等級に区分した「標準報酬月額」を使用します。

このほか、産前産後休業終了後、育児休業終了後に復職して報酬額が変動した場合にも改定されます。



公告

健康保険法第47条第2項に規定する神戸新聞健康保険組合の2018年9月30日現在の平均標準報酬月額を次のとおり、公告します。

平均標準報酬月額 31等級 530,000円

退職後、任意継続者として神戸新聞健康保険組合に加入されている方は、平均標準報酬月額または本人の従前の標準月額のうち、いずれか低い額で算出します。適用は2019年4月からです。以上